

一般競争入札に係る公告

次のとおり、一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
平成30年4月19日

社会福祉法人当別長生会
理事長 高谷 茂

1 入札に付する事項

工事名称 社会福祉法人当別長生会 特別養護老人ホーム当別長寿園改修工事
工事場所 石狩郡当別町太美町1488番地18
工事期間 平成30年6月1日から平成30年7月31日まで
工事概要 入札説明書による

(1) 分別解体等の実施の義務付け

(注1 建設リサイクル法の対象工事の場合に記載すること。)

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

2 入札参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は特定建設工事共同企業体であつて、単体企業の要件は次のとおりとする。

- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- イ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
- ウ 北海道内に建設業法第3条第1項に規定する「主たる営業所」を有すること。
- エ 過去10年間に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。
- オ 監理技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。
- カ 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- キ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

3 競争参加資格確認申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書に係る書類を添付して紙により提出しなければならない。

ア 提出期間

平成30年4月23日(月)から平成30年4月27日(金)まで
毎日午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

石狩郡当別町太美町1488番地274
社会福祉法人当別長生会 総務課

ウ 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは無効とする。

4 入札参加資格の審査

制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成30年5月11日(金)までに書面により通知する。

5 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書(設計図書)及び一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間

平成30年4月23日(月)から平成30年4月27日(金)まで

毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

石狩郡当別町太美町1488番地274

社会福祉法人当別長生会 総務課

6 入札書の提出方法等

(1) 入札書は、紙により提出しなければならない。

なお、再度入札の場合においても同様とする。

(2) 入札書の提出期間等

一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(3)の開札場所へ(4)の開札日時に持参すること。

(3) 開札場所

石狩郡当別町太美町1488番地274

社会福祉法人当別長生会 養護老人ホーム長寿園 1階 ホール

(4) 開札日時

平成30年5月24日(木) 午前10時00分

7 電報もしくは郵送による入札

認めない。

8 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

ただし、落札価格を満たしても、工期を満たせない場合には落札には及ばない。

(2) 最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格とし、2回目以降の入札執行には参加できない。

(3) 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上あるときは、くじ引きにて落札者を決定する。

(4) 3回の入札で落札しない場合は、3回目に最低価格を提示した者と随意契約の交渉を行うことがある。また、全入札参加者が失格となった場合は、最低制限価格に最も近い者と随意契約の交渉を行うことがある。

9 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

10 契約作成及び添付書類の要否

契約作成及び添付書類として工事工程表を必要とする。

なお、理事会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は、理事会の議決を得た後に契約を締結する。

11 予定価格等

- (1) 予定価格は事後公表とする。
- (2) 最低制限価格設定している。

12 その他

- (1) 入札の執行回数は原則3回までとする。
- (2) 開札の時(落札者の決定前まで)において、2に掲げる資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (5) 現場説明の日時及び場所
 - (ア) 日時 平成30年5月14日(月) 午前10時00分
 - (イ) 場所 石狩郡当別町太美町1488番地274
社会福祉法人当別長生会 養護老人ホーム長寿園 1階 ホール
(電話番号 0133-26-2380)
- (6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
北海道石狩郡当別町太美町1488番地274
社会福祉法人当別長生会 総務課 (電話番号 0133-26-2380)
- (7) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 詳細は、入札説明書による。